

Title	長岡藩の寄場と松山(高梁)藩の徒刑所： 西洋近代的自由刑の移入を問題として
Sub Title	Prisons of the Nagaoka and Matsuyama clans during the Tokugawa era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.5 (1958. 5) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 英文抄録 "Prisons of the Nagaoka and Matsuyama clans during the Tokugawa era" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580515-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長岡藩の寄場と松山（高梁）藩の徒刑所

——西洋近代的自由刑の移入を問題として——

手 塚 豊

- 一 はしがき
- 二 長岡藩の寄場と、河井繼之助
- 三 河井の師山田方谷の獄制論と、松山（高梁）藩の徒刑所
- 四 むすび

一 は し が き

わが國における近代的自由刑の發端は、寛政二年（一七九〇年）に開設された幕府の加役方人足寄場とするのが定説である。天保十四年（一八四三年）、幕府は天領のみならず大名領地においても、その例にならい、寄場設置方を獎勵したので、各地において、寄場もしくはそれと類似の施設が設けられた。これとは別に、明律を繼受して徒刑を開始した地方もあり、さらにまた、特殊の自由刑として奴刑の制度が行われた地方もある。従來から一般的に行われてきた、追放刑の弊害が自覺されるや、それに代るべきものとして、犯人の教化、改善を主旨とする近代的自由刑の發生は、必然のなりゆきであつた。また一部の學者

によつて、自由刑の提唱がなされたことも、その發達に拍車をかけたものといえよう。

西洋においては、應報、威嚇、排害を目的とした古代自由刑が、十六世紀から衰退し、あらたに勞働を通じて犯人を改善せんとする近代的自由刑が勃興した。一五五〇年頃のロンドンのブライドウェル懲治場 (House of correction of Bridewell) 一五八八年のニュールンベルヒ、一五九五年のアムステルダムなどの懲治場 (Zuchtshaus, Tuchtshuis) は、その先蹤として著名である。

ところで、徳川時代のわが國自由刑は、そうした西洋の制度とは關係なく、独自の發達を遂げたものとされている。しかし、當時においても、西洋の事情は、蘭學者を通じてかなりの程度まで伝えられていたから、西洋の監獄制度から直接の影響をうけたものがあつたことも、十分に想像される。當時行われた各種の自由刑については、すでに諸先學によつて多くの事例が紹介されているが、その中で、西洋のそれを直接に模倣したものとして、報告された事例はまだないようである。⁽²⁾ 小野清一郎博士が「江戸時代において鎖國政策がとられたとはいへ、オランダを通じて西洋との交通も少しづつは行われたのであるから、西洋近世の刑事制度の影響があつたことも考へられないではないが、さしあたり確證はない⁽⁴⁾」といわれる所以である。近世日本刑事法史の研究において、惜しむべき空白の一齣である。

本稿で紹介する松山（高梁）藩の徒刑所は、これまで法制史家の注意をひかなかつたものであるが、創立者が西洋の獄制を讚美した山田方谷であつた關係から、西洋の近代的自由刑から直接の刺激をうけて開かれたと推定される施設であり、また長岡藩の寄場は、その影響のもとに創設されたと思われるものである。前述の空白を埋めるには、餘りにも未熟な論考ではあるが、ここに乏しい資料を綴り合せ、兩者の開設事情とその内容を考察し、私の推察を裏付けたいと思う。

(1) 三浦周行「追放刑論」・「法制史の研究」所收・一〇一六頁。

(2) 例えば、金田平一郎教授は、「近世懲役刑小考」において、小倉、八戸、水戸、佐賀、岡山、秋月、松山（四國）、熊本、中村、金

澤、新發田、中津、宇和島、西條、徳島、秋田、仙臺、對馬などで行われた自由刑またはそれが類似の制度を紹介され（九六十年周紀念法學論文集）所收・二九—三六頁）、辻敬助氏は、「日本近世行刑史稿」において、大阪、京都、秋田、長岡、箱館、福岡、小倉、松山（四國）、水戸、相馬、長崎の各地のそれを紹介されている（上巻・九六八頁、九八七頁、九八九頁）。

(3) 吉田松陰、橋本左内、久坂玄瑞等の獄政改革論には、「海國圖志」（歐羅巴人原撰、林則徐漢譯、咸豐二年）（一八五二年）を通じてアメリカの獄制の影響がみられる（吉野作造「獄制改革」・「新井白石とヨワン・シローテ」所收・一六八頁以下、尾佐竹猛「吉田松陰、橋本左内の獄制改革論」・「明治文化叢説」所收・一二三頁以下、細川龜市「日本における近代的自由刑の先驅」(註)・日本法學第五卷四號九六頁以下等参照)。しかし、これとても、實際に行われた自由刑との結びつきは見當らない。

(4) 小野清一郎「日本刑法の歴史的發展」・「刑罰の本質について、その他」所收・四〇六頁。

二 長岡藩の寄場と、河井繼之助

越後の長岡藩は、元和四年三月（一六二一、八年）、牧野駿河守（右馬允）忠成が、越後頸城郡長峯（五萬石）から長岡に移封されたのに始まる。領地は古志、蒲原、山東の三郡にわたり、石高は元和六年（一六二二）に加増の分を併せて七萬四千石、その後、藩の領地には多少の變更があつたが、石高は變らず、十二代駿河守忠訓が薩長の雄藩に對抗、幕末史の最後を血で彩る決戦に敗れ、明治元年十一月、明治政府から朝敵として官位被褫、領地沒收の命をうけるまで、約二百五十年間つづいた。⁽²⁾ 石高はかならずしも多くなかつたが、九代忠精、十代忠雅、十一代忠恭等相次いで幕府の老中の職に就任し、徳川譜代の藩として重きをなした。

幕末の頃、同藩に寄場が新設され、近代的自由刑の萌芽とみられる制度が實施されたことは、すでに法制史家によつて注目されたことがある。すなわち、辻敬助氏は前にも一言したごとく、徳川時代自由刑の一つとしてそれを採りあげ「日本近世行刑史稿」⁽³⁾に、「長岡市史」⁽⁴⁾の次の一節を引用しておられる。

慶應二年十一月河井繼之助郡奉行兼番頭格町奉行となるや、風紀改良の第一着手として寄場と稱する懲役場を設け、(一)一旦處刑せられた者で歸るに家なき者 (二)同上再犯の虞ある者 (三)浮浪の徒 (四)素行不良なる者を收容して、感化遷善に努めた。その法、髪は五分刈とし、赭色の衣服を着せて、一見常人と區別するを得しめ、且つ勞役の法を立て、平素の職業に應じ、一定の時間内それぞれ勞役を課し、或は人足として官用及私用に使用し、日々得たる賃銀中より食費を控除し殘餘は蓄積し置きて、出場後正業に就くの資本に供せしめた。而して夜は時々彼等を一堂に集め場長自ら心學本などを讀み聞かせて、因果應報の道理を説き、只管遷善を勧めて之れが薰化に努めた。刑期は不定で、改悛の狀顯著なれば、隨時、出場を許して其の本籍地に還らしめた。又此處を逃走する者は斬罪に處する事として、一人の犠牲者を出したれば、一同懼をなして皆從順に命を奉じ同時に遊民浮浪の徒を減じ、風俗改善の効著しく現はれた。繼之助は之を一殺萬生の法と云つた。蓋し此の寄場は全く繼之助の創意に出たのではないが、斯くまで實行せるは偉とすべく、唯幾許もなく明治戊辰の變亂となり、此等改良も僅かに一部に止まつたのは惜しい事であつた。

辻氏はこの引用にとどまり、何の説明もなされてはいない。この市史の記述を、嚴密に解釋すると、この寄場で行われたのは純粹の保安處分であつて——それであつたとしても、當時として進歩的行刑ではあるが——刑罰としての自由刑ではなかつたようにも理解される。もちろん、保安處分と刑罰との區別がはつきりしない當時のこととて、寄場が兩者を併せ執行する場所であつたことも十分考えられるが、⁽⁵⁾それにしても、市史の前述の記述では、寄場と自由刑との關係がいかに曖昧である。しかし、それが主として自由刑の執行であつたことは、市史が典據としたと思われる今泉鐸次郎著「河井繼之助傳」⁽⁶⁾によつて知ることができる。

新に寄場を設く、繼之助は從來の牢獄の外に新に寄せ場と稱する懲役場を設けしが（御嶽座跡即ち今の吳服町裏、これ不浪の徒を取縮る方針に出でたる者にして、賭博を始め、親子虐待、喧嘩創傷、飲んだくれ等の犯罪者即ち領分拂、組拂、村拂等追放の刑に當る者は悉く此に收容せり。……當時の場長は外山脩造なり。

さらに、寄場における行刑狀況については、當時を知る次の宮下富太郎談によつて、一層くわしく判明する。⁽⁷⁾

御蠟座が廢されて、其跡へ寄せ場と云ふものが出来た。まあ懲戒場と云ふやうなもので、今の刑務所と感化院を兼ねた様なものである。そして此處には割合に輕罪の者を收容することになつてゐて、重罪犯を入れる爲めには別に牢屋（荒屋敷、今の越佐新報社附近）があつた。寄せ場の食物は、一日に半搗米三合と定つて居つたが、月の六齋日には餅などの御馳走があつて、牢屋よりは待遇がよかつた。朝四時には、板木を合圖に囚人は起さるのであるが、起ぬ時は枕を叩いて起されたものである。此の枕は杉の木の角二間位の長さのもので、之に多勢が頭を並べて寝せられたものである。寢具は藁を打つて造つたネコと稱するものを用ゐてあつたが、冬でも相當暖かく休めたものらしい。

それで仕事も皆興へられ、町のものは仕立、大工、左官、百姓は傭仕事といふやうに、分に應じて各々得意のものを割當てられた。又家中なり町家なり、希望に依りては仕事に出したものである。此の時には、五人位をひと組として親方が引率していつた。彼等は備れていつても亂暴や逃走などは絶えてせなかつた。それに賃銀は町方相場の半額なので、囚人の出仕事は一般から相當に歡迎されたさうである。

囚人は丁楯を落されて、三分の坊主刈であつた。着物は紅敷で染て、澁で色をとめた法被様なもので、直ぐ人眼についた。それゆゑ子供までが、囚人を見ると「親を殴つたり喧嘩をしたり柿の看板赤ずきん」などと、はやし立つて居つた。

寄せ場の囚人は、河井さんの計らひで、出入は非常に寛大であつた。夜の十時過ぎになれば、自宅や親類なれば行つて來ても宜しいといふことになつて居つた。然し出る時には、翌朝の七ツ時（午前四時）迄に屹度戻つて來るやう、若し其時刻迄に歸らぬと打首に處する旨を嚴重に言ひ渡されたものである。違反者で斬首されたものは三人あつたが、一人は古志郡山通村の青木某……此の外に古志郡一之員の男と椿澤の男と都合三人であつた。

これらによると、寄場は主として從來の追放刑(8)に該當する者を收容するために設けられたものであつて、拘禁刑を執行する施設であり、併せて保安處分を行い、その勞役は外役が多く、且つ收容期間は共に不定期であつたことなどがわかる。そして、そのねらいは、主として博奕犯に對處するものであつた。この點は、當時の勘定奉行村松忠治右衛門の次の手記によ

つて、明らかである。

盜賊奉行は其配下に目明とて、博突を専らにするの徒ありて良民を害する故、是を改正せしむ爲め被仰付しなり。當時足輕方に盜賊方下役と唱へ候者三人有之、其下目明と唱へ候者五人有之、又其下に目明子分と唱候者大勢有之、盜賊にかゝり候節は、目明の手にて専ら穿索し、盜賊の吟味も目明にて下調致し候事に相成候故、此者其殊の外羽振よろしく、他方にも同業の者數多有之、世間手廣に致し居候に付、盜品の探索等は能く行届候得共、前々の悪弊にて、彼等は博突を渡世にし、諸方の市場等へ子分多勢召連、金錢をかち取候を旨とし、甚だ不埒の所業に付、右流弊改正の爲め、蠟座役所の跡を寄せ場と改稱し、博突其外不埒の所業有之者は寄せ場入申付、平人と紛れざる様に髪を剃り落し、柿色の衣服を着せ、銘々仕馴れたる事等日々課業を申付、或は人足に使ひ、追々善人に立歸り候様嚴重に規則を設け、若寄せ場入の者出奔致し候へば、取押へ次第死刑申付事に相成候。死刑は苛酷に過ぎ候様被存、種々討論いたし候得共、當時博徒の勢ひ盛にて、斯迄嚴重に不致候半而者、制禁難行届、是即ち一殺萬生の道理と申事にて（河井氏の意見也）政府へ伺の上取極めしが、未だ日間無之内、目明多兵衛と申者、竊に博突いたし候を直に取押へ、寄せ場入申付、又改てサイノメ、カルタ初め博突の諸道具は不殘取揚げ、寄せ場に於て焼捨に致し、博突の諸道具賣買嚴禁申付ければ、其後は根を絶ち候姿に相見え候

徳川時代を通じて、博突の猖獗については、幕府並に各藩ともその對策に大いに悩まされていた。長岡藩でも延寶五年（一六七七年）の庶民に對する「長岡町守書」および「郷中守書」に「博突並賭之諸勝負一切可爲無用、若違背仕有之者、其者之儀者不及申、宿仕者並其所の肝煎組頭横目五人組迄可爲越度事⁽¹⁰⁾」とあり、また寶曆十二年（一七六二年）の足輕以下に對する「條々」に「博突並大酒不作法成儀有之においては、可爲曲事⁽¹¹⁾」とあり、さらに明和元年（一七六四年）には「博突賭の勝負前々より御法度に候處近年一統相ゆるみ博突賭の勝負等色々の名目を付武士屋敷又ハ茶屋並辻々において右體不埒の儀致候趣相聞以來右體之儀有之候は、急度申付候懸合先々の儀無用捨相糺仕置申付候⁽¹²⁾」という言葉を高札に書き加えたごとく博突を嚴禁していたが、かならずしも十分な防遏効果をあげていなかった⁽¹³⁾。また、目明に博徒の多いことは、長岡のみならず他の地方で

も共通の現象であり、當時の學者にして、そうした目明の制度そのものを批難するものも多く、幕府でもその弊害をみとめ、寛政元年以來（一七八九年）⁽¹⁴⁾、目明使用の禁令を出したこともあつたが、十分その成果をあげることができなかつた。長岡の寄場は、それら博奕犯に對する對策としては、その目的をかなり達成したもののようである。

また、寄場については、次の山崎有信談もある⁽¹⁵⁾。

慶應の三年頃であります、又専ら河井氏等の主唱により長岡に徒刑場（俗に寄場とも云ふ）と云ふものを創設して、囚人に柿色の衣服を着せ、片方の眉と頭髮とを半分剃り落して目印と爲し、其の逃走を防いで只今の如く懲役囚を外役に使用することを實行しましたが、其の當時小金井儀兵衛氏が盜賊奉行をして居られて、専ら其局に當り大に功績を擧げられたといふことです。

この談話によると、寄場は俗稱であつて、徒刑場という名稱が正式であつたことになるが、それを確かめるべき資料は遺憾ながら見當らない。また、開設の年については、前掲市史が「慶應二年十一月」河井の奉行就任直後と曖昧に書いているのに反して、この談話は「慶應三年」と明記している。慶應二年十二月五日、町民米藏なる者が追放刑に處せられた例があるから、⁽¹⁶⁾寄場が追放刑を廢止するため設けられたものとすれば、すくなくともそれ以後に開かれたものと推定される。とすれば、この談話の「慶應三年」説はおそらく正しい事實を傳えたものであろう。なお、片鬢、片眉の措置は他藩の徒刑にもその例があるが、⁽¹⁷⁾果してそうか、前に掲げた諸文献ではいずれも「三分刈」「五分刈」とのみあり、そのいずれが正しいか明らかでない。

さて、前にみたごとく、改善主義に立脚し不定期の自由刑と保安處分を實施した寄場は、當時としては、きわめて注目すべき行刑の執行であるが、この典據は何であつたか。まず考えられることは、幕府の寄場の影響である。幕府と密接な關係にあつた長岡藩が、幕府の制度を模倣することも十分考えられる。俗稱であつたかも知れないが、寄場と呼ばれていること

も、加役方人足寄場の名稱に準じたともいえる。このように、幕府法の影響を全く否定することはできないが、それはそれとして、ここでその創設者が、河井繼之助であつた事實を想起する必要がある。

河井は元治元年（一八六四年）三十七歳の折、外様吟味役に登用され、郡奉行、町奉行をへて慶應四年（一八六八年）には家老上席にすすんで藩政を掌握、戊辰戦争に際しては軍事總督として一藩を提げて薩長の大軍に抗戦、衆寡敵せず、敗戦の裡に、悲壯な最後をとげた越後の英傑である。彼は郡奉行に就任してから、財政の整理、大土木工事の完成、賄賂の悪習の根絶、勤儉節約方針の勵行、毛見制の改革、遊廓の廢止、兵制の整備など、藩政の刷新を斷行した⁽¹⁸⁾。寄場の制も、そうした改革の一部として行われたものである。彼が萬延元年（一八六〇年）に書いた手紙の一節に「勢と申者程可恐者無之候。追々外人を眞似て風態制度の一變せん事、或者在近敷。……今日の洋風洋式も、十年の後には可至無怪者歟⁽¹⁹⁾」とあるが、彼の識見は西洋文物の移入が必至であることを、十分に見通していたものといえよう。こうした達識が、その藩政改革事業に大きく投影したことは疑いえない。軍制のごときは明らかにフランス式を採用したものであつて、その近代的組織と裝備が、戊辰戦争に際し、長岡藩軍勇戦の源動力であつたといわれている。

彼は、藩政改革を行うに際し、とくに西洋事情の参考について、彼の親友であつた蘭學者小山良運から種々の助言をうけたといわれている⁽²⁰⁾。西洋の近代的自由刑に類似する寄場は、彼の西洋事情に關する識見に小山の助言が加わり着想されたことも一應は考えられる。しかし、寄場をふくむ河井の改革事業全般に、より一層大きな影響をもたらしたものとしては、彼が「天下ノ英雄方谷先生ニ及ブモノナシ⁽²²⁾」と讚美し、終世の師と仰いだ山田方谷の思想および山田が松山（高梁）藩において實施した藩政改革をあげなければならない。

河井と山田方谷との關係は、安政六年（一八五九年）七月、河井が備中松山に赴き、山田の塾に入門した時に始まる。河井は最初江戸に遊學、齋藤拙堂、古賀謹堂の門に學び、また佐久間象山の教えをうけたこともあるが、一旦國へ歸り、安政六年一

月、ふたたび江戸に出て古賀塾に入った。當時、松山藩が山田方谷の指導のもとに諸般の改革を行っていた事情を聞き、遠く松山への遊學を思い立つたのである。前に述べた小山良運が中國地方歴遊中に山田を知り、彼が河井にそれをすすめたのである。⁽²³⁾河井は入門の折、方谷に向い、「吾は先生の作用を學ばんと欲するもの、區々經を質し、文を問はんとするにあらず」といつたと傳えられるごとく、⁽²⁴⁾彼は最初から、山田がその學識を生かして斷行しつつあつた藩政處理の方策を學ぶことを、遠遊の目的としていた。松山遊學中、彼はまた九州にも行き、開港場長崎の状況を視察、蘭人について海外事情を聞き、大いに見聞を廣めたのであつた。⁽²⁵⁾萬延元年^(一八六〇年)三月、松山を去り、江戸を経て文久元年^(一八六一年)郷里に歸つた。

河井の松山滞在は、わずか一年にみたなかつたが、山田の施政を細大もらさず觀察、山田が打ちあけなかつた藩の秘密事項をも看破し、後年山田と再會の折、滞在中の見聞を述べ、山田をして感嘆せしめたと傳えられている。⁽²⁶⁾こうした事情を考えると、河井による長岡藩の藩政改革のモデルは、松山藩のそれであつたとみて間違ひなからう。したがつて、改革事業の一部として新設された寄場についても、松山藩の影響をまず第一に考うべきものと思われる。次に節を改め、山田の獄政論および松山藩で設けられた徒刑所について考察し、長岡藩寄場の源流を明らかにしたい。

- (1) 「長岡市史」(昭和六年)九一頁、一〇一頁。
- (2) 家名斷絶後、約二ヵ月を経た十二月二十二日、家名再興を許され、古志郡の内二萬四千石を下賜された。あらたに忠訓の弟忠毅が家督を相續、翌二年六月、版籍奉還に伴い藩知事仰付られ、翌三年十月辭職、藩は柏崎縣に合併された。
- (3) 辻・前掲行刑史稿・上卷九六八―九七〇頁。なお、刑政第三九卷八號(大正十五年)には、國本同年七月號によると「寄場に就いて」と題する短い投書があり、長岡藩寄場が紹介されている(七六―七七頁)。佐々木英夫「刑法及び監獄法の道德的基礎」には、それを引用しておられる(日本法學第五卷三號・一二頁)。私は、まだ國本の同號をみる機会を得ないが、前掲投書の内容から判斷すると、後掲今泉氏の傳記の拔萃のようである。
- (4) 前掲市史・二五三―二五四頁。なお、蒲原拓三「長岡藩風と常在戰場の精神」(昭和十九年)にも、寄場の記事があるが(二七三―二七四頁)、市史に據つたものとみえて、その記述はほとんど同じである。

(5) 幕府の寄場も、最初は、保安處分の執行場として出發し、後ちに自由刑の執行をも兼ねて行つたものである。詳しくは、辻・前掲書・八一三頁、細川・前掲論文・一一一頁、石井良助編「演習講座日本法制史」三〇五頁等参照。

(6) 今泉鐸次郎「河井繼之助傳」(昭和六年版)一六〇頁。明治四十年、「開國五十年史」が出版され、その中に小河滋次郎、留岡幸助兩氏の「監獄誌」があり、わが國自由刑論の發端として中井履軒の永牢の説、橋本左内の獄制論などをあげているが(同書・五〇七頁)、長岡の寄場については何の記載もない。これを遺憾とされた今泉氏は、「北越新報」および「人道」誌上に「獄制改良の先覺」を發表された。長岡の寄場を紹介した最初の文献であろう。この一文は同氏が、明治四十二年「河井繼之助傳」を出版の折、同書に再録されている。同傳記は、さらに、昭和六年かなりの増補を施した新版がでてゐる。本稿の引用は、すべてこの新版による。今泉氏は、河井が「多年の慣習たる追放の刑を非認廢棄し……不定期の制を執り、牢獄をして遷善感化の場たらしむるに努めたりし」は「何等の卓見ぞや」「我監獄史上、特筆大書すべきことならずとせんや」とし、五十年史に、長岡の寄場が洩れた理由を、長岡をはじめ東北地方が朝敵となつたため「東北人士は、我人文史上に隻語だも啄を扶むの權利なき者と思惟せられし結果」「終に之が脱落を見るに至れる者なるべきか」と推測して、はげしい口調で、その脱落を責めておられる(前掲書・一六三—一六五頁)。しかし、それは餘りにも思い過ぎてあつて、當時の近世法制史研究の水準を以てしては、他の法制史家もしくは刑事法學者が執筆したとしても、長岡の寄場には筆が及ばなかつたであろう。昭和十二年、金田平一郎教授が書かれた前掲「近世懲役刑小考」は、非常に精緻な研究であつたにもかかわらず、なお長岡のそれを逸していることを思うべきである。

(7) 今泉・前掲書・一六一—一六三頁。この談話は、同書の明治四十二年版にはなく、昭和六年版で増補されたものである。なお、廣井一「寄せ場と牢屋」(紅秋隨筆錄)四七回・北越新報昭和四年三月十六日)は、この談話の拔萃である。

(8) 從來の追放刑には數種があつた。領内拂は、窃盜、領内拂立歸り、不孝、不義、訴訟の根押、僧の女犯などに科するもので、五十以上二百以下の敲を附加した。これに該當する者が脱走したときは、親族または村役人より届出させ、永根限または五年根限として除籍し、後年に至り悔悟がみとめられると、復籍が許された。組拂は、博奕、潜上無禮、詐欺、落し文、野荒などに科した。同種の犯罪で軽いものは村拂にした(「長岡領賞罰法」・温古乃菜第八編・明治二十三年・五頁)。なお、「温古乃菜」は、長岡温古談話會發行の郷土史雜誌である。同書と、註7に引用した北越新報を本稿に利用しえたのは、長岡市互尊文庫の今泉省三氏の御好意による。記して厚く感謝の意を表す。

(9) 村松忠治右衛門「思出草」・今泉・前掲書一六五—一六六頁より引用。

(10) 前掲市史・二二九頁、二三六頁。

- (11) 前掲書・一五六頁。
- (12) 「物の起原の部」・温古乃葉第二十五編(明治二十五年)二二頁。
- (13) とくに博徒が手下をしたがえ、神社佛閣の祭日などに、假小屋を設けて博奕をひらくことは、寛永以來の流行で、禁止は徹底しなかつた(「習慣の部」・温古乃葉第十五編・明治二十四年・二七頁)。
- (14) 鹽田保美「徳川時代警察制度の研究」(下)・警察研究第八卷七號八〇頁以下。
- (15) 山崎有信「幕末血涙史」(昭和三年)八五―八六頁。この個所の記事は、同氏の「舊長岡藩士小林虎三郎事歴」(史談會連記録二八九號・大正六年)を収録したものである。
- (16) 今泉・前掲書・一五九頁。
- (17) 有名な寶曆四年熊本藩刑法草書による徒刑も、片眉、片鬢である。
- (18) 今泉・前掲書・一二三頁以下。
- (19) 前掲書・九〇頁。
- (20) 小山は緒方洪庵塾出身の藩醫であるが、河井は小山に兄事し、兩人の關係は「形と影との如く」であつたという(「福島晚晴翁」四五頁)。小山は醫學、物理、兵學、法制、經濟の圖書を所藏し、西洋事情の知識については、河井より一日の長があり、河井のよき相談相手であつたようである(今泉・前掲書・一三四―一三六頁)。
- (21) 河井の藏書中に、前節で述べた「海國圖志」がある(今泉・前掲書・八八頁)。彼は、同書を通じてすくなくともアメリカの監獄事情については、一應の知識を有していたものと思われる。
- (22) 「山田方谷全集」(昭和二十六年)第一冊・五五頁。
- (23) 前掲晚晴翁・四五頁。
- (24) 今泉・前掲書・七三頁。
- (25) 中村徳五郎氏も「山田方谷の時務に關する指導教訓と、長崎視察に依つて得たる啓蒙とは、河井の爲には一代の指針であつた」といわれている(「快傑河井繼之助」・傳記第三卷一號一六九頁)。
- (26) 今泉・前掲書・七九頁。

三 河井の師山田方谷の獄制論と、松山（高粱）藩の徒刑所

備中の松山（高粱）藩は、延享元年三月（一七四）、板倉周防守勝澄が、伊勢の龜山から松山に移封されたのに始まる。藩の領地は上房、川上、下道、加陽、浅口、哲多、阿賀の七郡にわたり、石高は五萬石（一）、その後、勝澄から數えて七代伊賀守勝靜が、慶應四年一月（一八六）、朝敵の故を以て明治政府から官位褫奪、領地沒收の命をうけるまで約百二十年つづいた。（二）

嘉永二年閏四月（一八四）、家督を繼いだ勝靜は、幕府の老中にも就任した人材であつたが、民政にも意を用い、とくに山田方谷（安五郎）を拔擢、藩の元締となし、諸般の改革に従事せしめた。（三）山田は少年時代、京の寺島白鹿の門に學び、文政十二年（一八二）二十五歳の折、藩學有終館の會頭を命ぜられた俊秀であつた。その後、江戸に出て佐藤一齋の門に入り、佐久間象山、鹽谷宏陰とも親交をむすんだ。天保七年十月（一八三）歸國するや、有終館學頭を命ぜられたが、天保九年（一八三）には藩校教授のかたわら、牛麓舎と稱する家塾をひらき、遠近より來學する多くの門下生の指導にも當つた。彼は陽明學に長じていたのみならず、洋學についてもふかい理解を有し、西洋文明の受容には並々ならぬ熱意を有していた。弘化四年（一八四）、西洋式銃砲採用の必要をみとめ、自ら津山藩に赴き、天野直人（高島秋帆の弟子）について砲術、銃陣の研學に努めたのは、彼のそうした先覺的見識のあらわれである。山田が元締に就任した當時の藩は、諸政弛廢し、とくに財政的には全く行きづまりの狀況であつた。石高は五萬石と稱するも、實收はわずかに二萬石にすぎず、それがため負債は山積し、「貧乏板倉」の悪名は廣く世間に知れわたつていたのである。百姓出身の儒者であつた山田が、藩の財政を掌握する元締の職に任ぜられたのは、異數の拔擢であつた。彼は藩主の知遇にむくゆるため、藩の危機に一身をささげたのである。彼の藩政改革の方策は、上下節約、負債整理、産業振興、紙幣刷新、士民撫育、文武獎勵の六項目を掲げて、着實に行われた。安政四年一月（一八五）元締を辭するまで八年間、山田の努力は見事な實をむすび、負債はすべて償却、なお藩の財政には十萬餘兩

の餘財を生じたといわれている。またその間、嘉永五年五月(二八五)には郡奉行をも兼ね、賄賂や博奕の嚴禁、貧村救助、貯倉の設立、道路や水利の改善、撫育所、教諭所の新設、農兵、銃隊の編成など一般的な民政の面でも、大きな改革を斷行したのである。

この藩政改革の一部として徒刑所が設けられた。「昔夢一班」(4)に次の記事がある。

徒刑所と云ふ懲戒場、同心町にあり。賭博を爲すもの、又は親不孝、心得方不宜ものを懲戒する處にて、薄髪に剃落し、眉を剃、辨柄染の袖なし、背に徒の字を大書したるものを着せ、夫役に召遣ふ也。今の懲役人なり。(註)薄髪とは耳のあたりの髪だけ残し置き、て頭の上の部分剃落すことなり。

徒刑所開設の正確な年月は不明であるが、高梁市の郷土史家、金岡武氏の推測では、民政改革の最盛期であつた嘉永四、五年頃のこととしておられる。(5)徒刑所關係の資料には、この手記以外にはほとんどみるべきものがなく、その詳細はわからないが、博奕などの軽い犯罪に對する不定期の自由刑と不良者に對する保安處分を併せ行う施設であつたようである。徒刑所と直接の關連はないが、山田の獄政に關する所信を知る資料として、次の文書がある。(6)

因獄之儀者人民死生之所係、政刑善惡之所分ニ而、尤大切之事ニ候處、種々積弊有之趣に相聞候間、弊習之次第一々取調箇條書に致、尙又其弊を致ニ掃ニ候良法致ニ評議、具に可被ニ申出ニ候事

右良法と申は、獄中之始末清潔にして蔓金杯と唱候類無之、囚人に仁愛を加へ、病死之者少く相成、無罪之者は早速相免れ、有罪之者は感服改心いたし、重罪に至候者も恨を含まず申様、其外公正之法則相立候様評議可有之候事

この文書を巡る事情は、全く不明であるが、山田の獄制改革に對する關心の一端だけは、知ることができる。徒刑所は、こうした彼の熱意の所産であつたにちがいない。

安政二年（一八五〇年）、松山を訪れた南摩綱紀（羽峰）の「負笈管見」⁽⁷⁾および安政四年（一八五三年）、同じく松山に來訪した藤森弘庵（天山）と大久保要の「松山侯改革聞書」⁽⁸⁾には共に「徒刑所を弘めて、博奕迹を絶ち候事」と同じ文言がみられる。このことから推測すると、徒刑所の開設で、博奕犯の防止にはかなりの成果をあげたものとみてよからう。⁽⁹⁾

「哲人山田方谷」の著者、三島復氏は、山田の「政治論」九カ條の一つとして「獄政は範を西洋に取り、而て特に教化を重くすべし」⁽¹⁰⁾と述べているが、私はこの徒刑所こそ、西洋近代的自由刑の形態を移入したものであつたと考えたい。何故ならば、獄制に關する次のような注目すべき山田の意見書が残されているからである。

獄制改革意見書⁽¹¹⁾

獄政一件西洋法に倣ひ改革可有之由尤至極の事公儀獄政の事も兼て内々申上候事有之候へ共終に不被行和漢共西洋に不及は尤此一件に候處今般改法有之候は、御仁政の第一と存候に付左のケ條試に申述候

一、獄政を正さんとならば刑官たる人先づ根本の道理を悟り可申佛門にては善惡不二の眞理より華嚴行願品に有之諸衆生囚其積集諸惡業故所感一切極重苦果我皆代受と有之文を會得し又は洋教の五族皆兄弟の大道より耶蘇の世界萬民の罪に代り磔罪に遭し事を感得しこれを根本として下役同心共の中にて仁愛ありて理に明なる者に此根本を懇々説得し獄中掛役を可申付事

一、獄中を教化する事西洋の方にて第一の主意なれば此等にも先づ教師を撰ふへし其人は出家中にて知識あるもの又は心學に長たる俗人にも數人撰み出し其役を申付隔日位に獄外迄往き懇々教導の方を盡さしむへし

一、獄中を清潔にし囚徒は各手業を勉めしむるは西洋書にも見へたればこれを主とし其外獄中にも禮儀を正し先づ朝夕神佛父祖を拜禮せしめ起臥も時を以て嚴重にせしめ長幼の序を正さしめ第一囚徒互に惡事の咄を堅く禁し此法に背くものあれば早速獄を引分別に困苦せしむるの仕置あるへし

一、永牢囚徒は又別段の者にて多年間に教化次第にて隨分善良に變すへし只是迄の通大抵年數を追ひ 國家慶恤に托し敲拂等に行ひ候様の事にては變化するものあるへからず彼も己に其拂はれを期し居在獄中より種々惡事の講究のみいたし置拂はるゝやいなや直に大惡を働

く事永牢囚徒の習はしと成悲むへきの甚しき也されは此徒に限り別獄を設け尤教化に力を盡し年數に拘らず教師の鑑定掛役の評議を以て其中第一に變化したると思ふものを一二人つつ出牢せしめ獄中に手業の積財を興へ元手にせしめ又は荒田など墾しめ農業に不得手の者は相當の業を興へ試に一兩年を過しいよ／＼變化相違無之ものは歸村又は新百姓に可申付其中に如何の者は又歸牢申付る事も可有之右相濟候上は又其次に變化の者を一兩人出牢せしめ右の通に同様いたし遣し次第に前出の者を見習ふ様にせしむへし尤其始は鑑察を嚴にし萬一逃走いたすものは早速に捕へ來り重懲の法あるへし

永牢は元遠流の代りに申付る法なれとも終りは右に云ふ通り又世間に出しめ一層の惡を働き横行せしむるに至る又拂ひ候時御領分又は近國御構などの法も天下の公道にあらず因て此一件には兼て愚案もあれとも事多く且今日俗夫の承知すへき限にあらず西洋の法實に行はれ前文にいふ根本さへ明なれば自然に行はるゝに至るへし

一、徒刑所のものも此獄制に準し教化の良法あるへし此法に於ては元より教化の爲に設けし法なれとも其法疎略にして益なきのみならず却て互に惡事を講明し歸村の上更に一層の惡を長するに至るこれを教ゆるの法尤心を用ゆへき事とおもふ

この意見書に對する三島中洲の註記に「此書は舊藩の郡奉行にて此議あり、先生へ相談したる返書ならんか、吾等一同聞かざる事なり、頃は元治より慶應の初年ならん⁽¹²⁾とある。この年代が正しいとすれば、山田はすでに再度就任した元締の職を引退、致仕してはいたが、なお藩の年寄役として陰然たる勢力を有していた頃である。彼の立場からすれば、この意見書にあらわれている永牢の者の處遇、教誨の制など、すべて實行に移されたと思われるが、それを確むべき資料は、残念ながら見出しえない。しかし、この意見書によつて伺いうる彼の行刑思想こそ、徒刑所創設の思想的裏付けであつたとみてよからう。すなわち「獄政の事」「和漢共西洋に不及は尤此一件に候」という言葉に、集約的にあらわれているごとく、彼は西洋の獄制の長所を十分に理解し、それに準じて教化改善を主旨とする行刑制度の創立をめざし⁽¹³⁾、まず徒刑所を設けたものと推測されるのである。もちろん、山田が西洋の獄制の内容について、どの程度の知識を有したかは知るべくもないし、また徒刑所の内容が、具體的には西洋の制度からどんな影響をうけたかも、残念ながら知りえないが、すくなくとも徒刑所設立

の動機とその基本的構想は、西洋の行刑制度から學び採つたものであり、それは幕府の寄場あるいは律系統の徒刑から、直接の影響をうけたものではなかつたといわねばならない。徒刑という名稱が、明らかに律に準據したものであり、また髮形、服裝などに他の地方の自由刑——それは寄場系統かまたは律系統である——からの影響がみられるとしても、それらは副次的なことであつたとみるべきであらう。

國産品を江戸に廻送し且つ戦時には軍艦にするため、三百五十トンの英國製汽船を購入し、西洋式銃砲を整備の上、軍制および戦術も洋法に變更し、また製鹽法や水利の水車なども西洋式を採用し、さらに藩校有終館の學科にも洋學を加えるなど、西洋文明の移植に積極果敢であつた山田のことで、監獄制度に西洋のそれを導入したことも決して異とするに足りない。このような進歩的施策を多分に織りこんだ山田の藩政改革は、前節で述べたごとく、その弟子河井繼之助を通じて、長岡藩の改革に大きな影響をおよぼしたのである。獄制についてみれば、主たる目的を博奕犯の對策におき、併せて不良者教化の施設として設けられ、且つ不定期刑を採用した松山藩徒刑所の構想は、そのまま長岡藩の寄場に傳えられたものとみることが出来る。そして、西洋の近代的自由刑が、松山藩徒刑所に攝取、移入されたとするならば、長岡藩の寄場もまた、その流れをくむものといわなければならぬ。

- (1) 「上房郡誌」(大正二年)二七三頁。
- (2) 明治二年八月、勝靜は永蛰居を仰付られたが、同年九月、従弟勝弼に二萬石があたえられ、松山藩はふたたび復活した。翌二年六月、版籍奉還に伴い、勝弼は藩知事に任ぜられ、以て四年七月の廢藩置縣に至つた。なお、松山藩が四國の松山藩と混同をさけるため高梁藩と改稱したのは、明治二年十一月である。
- (3) 山田の經歷および藩政改革の状況は、すべて「山田方谷先生年譜」(前掲方谷全集・第一冊一頁以下)に據る。
- (4) 同書は、藩の書役であつた國分胤之が、明治五年頃、舊藩事情の思い出を書き綴つたもので、現在、金岡武氏(高梁日新高等學校長)がその轉寫本を所藏されている。本稿にそれを利用できたのは、同氏の御好意による。記して深謝の意を表したい。
- (5) 金岡氏より筆者宛の私信による。

- (6) 前掲方谷全集・第二冊・一五〇二—一五〇三頁。
- (7) 前掲全集・第三冊・二三九四頁。この手記には日附を缺くが、「當春津山ノ植原六郎左衛門ヲ招キテ、玉島海ニテ船調練ヲ試ミラレ云々」の一節があり、この出来事は安政二年であるから(前掲全集・第一冊・四三頁)、南摩の松山來遊が同年であつたことがわかる。「若松市史」所載の南摩傳には、明らかに「安政二年命に依り、關西諸州を歴遊し、風俗を探り藩治の得失を考へ、負笈管見録を著し、歸つて之を獻ず」(下卷・五七五頁)とある。彼は會津藩士である。
- (8) 前掲全集・第三冊・二三八〇頁。天山は、徳川末期の著名な儒者であるが、天保、弘化の頃、土浦藩に召抱えられたことがある。大久保要は同藩の重臣で、當時、大阪城代であつた藩主にしたがい、大阪に滞在していた(望月茂「大久保要の勤皇事蹟」傳記第十卷十一號二四頁)。天山は、松山行に先立ち、大阪の大久保を訪ねている(望月茂「藤森天山略年譜」傳記第三卷十號八九頁)。しかし、大久保が同行して松山へ行つた形跡はない。「松山藩改革聞書」は、大久保の筆録とのことであるが(前掲全集・第三冊・二三八六頁)、おそらく天山の手記を大久保が入手、連名で藩主に提出したものであらう。
- (9) 前節で述べたごとく、博奕については、各地共にその對策に悩んでいたから、松山でも同様の事情が考えられる。庶民に對する藩の「御條目」には「博奕の類一切に禁制の事」(阿哲郡誌「上卷・五七五頁」)とあるが、こうした法令も十分にはその効果をあげていなかったにちがいない。
- (10) 三島復「哲人山田方谷」(明治四十三年) 一三一頁。著者は山田門下で藩の洋學總裁を務めた三島中洲(毅、後ちの文學博士)の令息である。
- (11) 前掲全集・第二冊・一五〇三—一五〇四頁。
- (12) 國分胤之編「魚水實錄」乾(明治四十四年) 四〇二頁。方谷全集の資料と註記は、すべてこの實錄を覆刻したものであるが、獄制改革意見書に對する全集の註記は(第二冊・一五〇四頁)、實錄のそれを多少省略しているので、本文の引用は直接、實錄によつた。
- (13) 漢學者であつた山田は、律の徒刑について十分な知識を有していたと思われるし、また、幕府の要職に就いた主君に隨行してしばしば江戸に滞在したから、幕府の寄場についても豊富な見聞をもつていたにちがいない。それにもかかわらず、彼の意見書がそうしたことに全くふれていないのは、彼がそれらのことよりも、西洋の獄制に、さらにふかい關心をもつていた證據といえよう。

四 び す び

山田方谷の西洋近代的自由刑攝取論にもつき、彼によつて創設された松山藩の徒刑所およびそれを模倣したと思われる長岡藩の寄場は、共に西洋近代的自由刑の構想の繼受、實施であつたとする私の考察は、以上に述べた通りである。かならずしも十分な資料を見出しえず、寔に不完全な推察に終つたことは、慚愧の至りに堪えないが、この推察にして誤りなしとするならば、徳川時代自由刑の類型は、従来いわれてきた幕府の寄場系統のもの、律系統のもの、および奴刑形式のもの⁽¹⁾、さらにあたらしい第四の類型すなわち西洋近代的自由刑系統のものをみとめうることになる。もちろん、西洋近代的自由刑の本格的繼受の開始が、明治維新後の行刑からであつたことは、いうまでもないが、その斷片的な萌芽は、すでに徳川時代末期に存在したというべきであらう。

(1) 私はかつて、徳川時代の自由刑を、寄場系統のものと、律系統のものとの二類型に分類したことがある（『明治初年の和歌山藩刑法』・「明治初期刑法史の研究」所収・一六八頁）。その後、石井編・前掲演習法制史は、それに奴刑を加え、三類型に分けている（三〇八頁）。